

君高支第1664号
令和2年11月2日

市内指定居宅介護支援事業所 代表者 様

君津市保健福祉部高齢者支援課長

「管理者要件に関する調査（居宅介護支援における業務負担等に関する調査研究事業）」（依頼）

日頃より本市の高齢者福祉行政にご理解、ご協力を頂きありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、昨年度に引き続き、千葉県健康福祉部高齢者福祉課より下記のとおり協力依頼がありました。

つきましては、別紙の資料をご確認のうえ、回答をお願いいたします。

記

1 調査について

本年度の「管理者要件に関する調査」は、厚生労働省の令和2年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）として、株式会社三菱総合研究所が、「居宅介護支援における業務負担等に関する調査研究事業」の中で実施することとなりました。

「管理者要件に関する調査」は、すべての指定居宅介護支援事業所が対象となっております。調査資料一式を送付いたしますので、ご多用の折大変お手数をおかけしますが、本調査の意義を十分ご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

調査の目的や回答方法等については、添付ファイル「02_調査ご協力依頼（事業所向けご説明資料）」に記載しておりますので、お読みいただき、回答のほどよろしくようお願い申し上げます。

（管理者要件に関する調査の経緯）

令和元年度では、平成30年度介護報酬改定に関する審議報告（社会保障審議会介護給付費分科会 平成29年12月18日）の「IV 今後の課題」における「居宅介護支援事業所の管理者要件の見直しについては、人材確保の状況について検証するべきである。」とされていることを踏まえ、今後の検討に向けた基礎資料とするため、すべての指定居宅介護支援事業所を対象として、管理者の主任介護支援専門員の資格取得状況ならびに経過措置期間中に主任介護

支援専門員の管理者を配置できない事業所の実態と配置できない理由を調査いたしました。（「令和「元年度管理者要件に関する調査」）。

今年度は、居宅介護支援事業所の管理者要件等に関する審議報告（社会保障審議会介護給付費分科会 令和元年12月17日）において、「経過措置期限を一部延長し、令和3年3月31日時点で主任ケアマネジャーでない者が管理者の事業所は、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任ケアマネジャーとする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予することが適当である。」等とされ、経過措置期限を一部延長したことを受けて、経年で経過を把握するため、継続して、同様の内容を調査いたします。

2 添付資料

1. 02_調査ご協力のお願（事業所向けご説明資料）
2. 03_電子調査票（メール提出用）
3. 04_FAX 調査票

3 回答期限

令和2年12月11日（金）

4 調査に関する問い合わせ先

「管理者要件に関する調査」事務局

TEL: 0120-010-448（土日祝日を除く 9:30~17:30）

FAX: 03-6826-5060

E-mail: r2_chousa_kanrisha@ml.mri.co.jp

5 その他

回答期限前でも未回答の事業所につきましては、進捗状況について確認させていただくことがありますので、早めの回答にご協力をお願いいたします。

君津市保健福祉部

高齢者支援課介護事業支援係

電話 0439 (56) 1736

Mail: kourei@city.kimitsu.lg.jp